

2020年10月8日

法務大臣 上川陽子殿
司法試験委員会委員長 佐伯仁志殿

ロースクールと法曹の未来を創る会
代表理事 久保利英 明

久保利英
明保護印

司法試験の合格者決定についての要請

第1 要請の趣旨

2020年度の司法試験合格者の決定にあたっては、少なくとも、1500人以上を合格させるよう強く要請します。

第2 要請の理由

1 「合格者1500人」は政府の「公約」

(1) 短答式合格者は2793人

2020年度の司法試験受験者は、3703人で、4000人を大きく下回りました。そして、9月8日に発表された短答式試験の結果によると、短答式試験の合格者は、2793人に過ぎません。2019年度は、受験者が4466人、短答式合格者が3287人でしたので、受験者は、800人、短答式合格者は、500人近く減ったことになります。2019年度の最終合格者が1502人（短答式合格者の45%）でしたから、2020年度の短答式合格者に占める最終合格者の比率が変わらないとすれば、司法試験の合格者は、1300人を下回りかねないということになります。

(2) 1500人は政府の「公約」

現在の法曹養成制度の骨格を定めた政府の司法制度改革審議会の意見書（2001年6月）では、毎年3000人程度の法曹を輩出することとし、法科大学院制度を導入することを提言しました。この「3000人」という数は、一度は閣議決定までされながら、その後の様々な経緯で、実現に至らず、司法試験の合格者の数は、2012年に2102人となった後、2015年以降減り続けています。この間、政府は、法曹養成制度改革推進会議を設置し、法曹養成制度のあり方を再検討し、2015年6月には、「新たに養成し、輩

出される法曹の規模は、(中略)当面、これより規模が縮小するとしても、1500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。」とする「取りまとめ」を公表しました。法曹養成制度改革推進会議を設置した目的やこの「取りまとめ」の趣旨からして、1500人程度の新規法曹を輩出することは、社会と国民に対する政府の「公約」ともいるべき数字です。そのため、合格者が1500人を割るようなことは絶対に許されないことと言わなければなりません。

2 合格者が1500人を下回れば、採用市場の混乱は必至

(1) 新規登録弁護士の大幅減少

まず、合格者が1500人を下回ることになれば、今まで厳しい新規登録弁護士の採用市場がさらなる混乱に陥ることは必至です。すなわち、修習生から弁護士になる新規登録弁護士の数は、2006年に1200人を超え、2007年から2009年までは2000人を超えていました。2010年以降も2013年までは、1800人から1900人程度を維持していました。ところが、司法試験合格者の減少とともに新規登録弁護士の数は減り続け、2016年が1623人、2017年が1449人、2018年が1368人となり、2019年は、1337人(2019年6月時点)、今年(修習72期)は、1256人(2020年1月時点)にとどまりました。この数は、最も多かった2007年の2127人からすると、実に4割も少なくなっています。これでは、新規登録弁護士の採用市場が混乱するのは当然のことです。新規登録弁護士の主たる雇用者は、弁護士(法律事務所)です。新規登録弁護士の数が最も多かった2007年の弁護士の数が2万2000人程度であるのに対し、今年度の弁護士数は、4万2000人程度ですから、新規登録弁護士の主たる雇用者は激増しています。それにもかかわらず、新規登録弁護士は、逆に、4割も減ったわけです。さらに、2003年に100名もいなかつた企業や団体で働く組織内弁護士の数が今や2000名を超えたように、弁護士を採用しようとする企業や団体も増えていますから、採用市場は極端な「売り手市場」になっています。

(2) 極端な「売り手市場」で大手企業でも採用難

新規登録者の就職状況をみると、新規登録者の相当数が「5大事務所」と呼ばれる大手の企業法務を中心とする法律事務所に採用される傾向

が年々強まり、今年は 214 人と、200 名を超えていきます。50 人を超える弁護士を有する事務所も含めれば、新規登録弁護士(修習 72 期)の 27% 以上、実に 4 人に 1 人を超える弁護士が大手事務所に採用されていることになります。そして、残った 900 人程の新規登録弁護士を、全国で 1 万 8000 を超える大手以外の法律事務所や、上場企業だけでも 3800 社もある企業、さらには、1724 に達する地方公共団体(都道府県と市区町村)、その他の多くの公益法人や団体などが、奪い合っているのです。実際、当会が、昨年の 7 月に東証一部上場企業 2264 社を対象に企業内弁護士の採用状況についてアンケートを行ったところ、過去 5 年間で採用活動ができなかったと回答した企業の半数が、「応募者がいなかつた」ことを理由として掲げています。また、回答があったもののうち、「応募者数が減った」と感じている企業が半数に上ることが明らかになりました。このように、東証一部上場企業ですら採用難の問題に直面しているのです。

合格者の数が 1500 人程度でもこういう状況である中で、これがさらに減ることになれば、弁護士を求める法律事務所、企業、団体が極端な「採用難」に陥るのは必至です。

3 慎意的な合格者抑制をやめるべき

これまで当会が指摘してきたとおり、法務省や司法試験委員会が、地方の弁護士会や政治家の意を受けて、司法試験の合格者数を恣意的に抑制してきたことは明らかです。そのために、法科大学院を終了しても、法曹となる資格を得ることができない者が多数生じたうえに、合格率の低迷により多くの法科大学院が閉校に追い込まれました。さらに、その結果、法曹の職業としての魅力までもが疑問視され、法曹となることを希望する者が大幅に減少するという事態を招きました。法曹志望者の大幅な減少は、「司法の危機」そのものです。こうした危機を招いた主たる責任が、法務省と司法試験委員会にあることは明らかです。

そもそも、数百万円の費用をかけて、2 年ないし 3 年の期間の学習を経て法科大学院を修了した後に司法試験を受験するという制度のもとでは、修了者の試験合格率が 7 割か 8 割程度でなければ、制度として機能し得ないことは子供でも分かる理屈です。ところが、法務省と司法試験委員会は、法科大学院制度と整合するように司法試験制度を改革するどころか、恣意的に合格者を抑制してきたのですから、その責任は極めて重大です。

したがって、2020 年度の合格者の決定にあたっては、そもそも法科大学院制度の趣旨と法曹養成制度の理念に沿って、合格者を決定するべきです。

4 合格者を減らすことは日本の危機を招く

(1) 企業のガバナンス・コンプライアンス不全

民間の競争力を高め、経済を成長させ、国民生活を豊かにするためには、規制緩和が必要です。菅新首相も就任にあたってこの点を強調しています。しかし、規制が緩和されれば、個々の企業や団体が、ガバナンスを強化し、コンプライアンス体制を確立しなければなりません。それには、実務と法律に精通した弁護士の存在が不可欠です。近時のカルロス・ゴーン氏の事件を見れば、強力な法務部門が存在しない大企業がいかに危険であるかは明らかです。こうした強力な法務部門を作るには、様々な分野の知識と経験を有する多数の弁護士が不可欠です。欧米では、1000 人を超える企業内弁護士を擁している企業が珍しくありません。

しかし、日本では、弁護士の数がようやく 4 万人を超え、組織内弁護士も 2000 人を超えたに過ぎません。これに対し、2016 年 6 月時点における日本企業の総数は、従業員 100 人以上の企業だけでも 5 万 9000 社以上、上場企業でも 3800 社に達します。組織内弁護士が 2000 人程度しかいないということは、上場企業の半数近くに、社内弁護士がいないということになります。これでは、「ガバナンス」とか「コンプライアンス」と言つても「絵に描いた餅」でしかありません。司法制度改革審議会は、弁護士を国民の「社会生活上の医師」と言いました。医師の数が 32 万人（2018 年末時点）ですから、1 億 3 千万人の国民の「社会生活上の医師」が 4 万人で足りるはずはありません。さらに、企業のガバナンスやコンプライアンスを支え、国際的な企業活動をサポートする弁護士も必要です。こうした国民と企業の要請に応えられる弁護士を質と量の両面で供給する。それが、司法制度改革の目的であり、法曹養成制度改革推進会議の取りまとめの趣旨でした。

(2) 縦割り行政の弊害はここにも

周知のとおり、法科大学院制度の導入を提言した司法制度改革審議会の意見書では、法科大学院を修了した者の 7 割から 8 割が司法試験に合格することが前提とされていました。これは、前記のような法科大学院の修了に要する時間的、金銭的負担を考えれば、当然のことです。同様の資

格者養成制度をとる医師の養成制度において、医学部を卒業した者の 9 割以上が医師国家試験に合格していることからもそのことは明らかです。法科大学院の設立や定員は、中央省庁である文部科学省が認可するものです。したがって、同じ中央省庁である法務省やそこに置かれる司法試験委員会は、法科大学院を修了した者の 7 割から 8 割程度が合格するように司法試験制度を運用するのは当然のことです。ところが、法務省と司法試験委員会は、司法試験合格者の数を抑制し続けてきました。これは、まさに、省庁間の縦割り行政の弊害以外の何物でもありません。菅新首相は、縦割り行政の打破を主要な政策目標にあげています。2020 年度の司法試験合格者の決定に際しては、こうした縦割り行政の弊害を打破するべきです。

5 結語

以上より、2020 年度の司法試験合格者を少なくとも 1500 人以上とすることを、強く要請する次第です。

以上

添付書類

- 資料 1 『現役弁護士が司法試験を解いてみた—AI 時代にこれでいいのか』
(2018 年 4 月 20 日、株式会社現代人文社)
- 資料 2 宮川光治弁護士・元最高裁判所判事による資料 1 の書評
(NBL No. 1124・93 頁、2018 年 6 月 15 日、株式会社商事法務)
- 資料 3 『これから 法曹養成制度を考える—法曹養成の危機にどう向き合うか?—』報告書
(札幌弁護士会 法曹人口・法曹養成制度検討本部)
- 資料 4 岡田和樹『法科大学院の現状と課題』
(法の科学第 51 号 89 頁、2020 年 9 月 20 日、日本評論社)
- 資料 5 後藤昭『法曹養成制度の岐路』
(法律時報 91 卷 9 号 129 頁、2019 年 8 月 1 日、日本評論社)
- 資料 6 多田猛『法曹養成制度の岐路』
(法律時報 92 卷 2 号 94 頁、2020 年 2 月 1 日、日本評論社)